

(別 紙)

いちき串木野市公式キャラクター「いちくっしー」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちき串木野市公式キャラクター「いちくっしー」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 キャラクターに関する著作権、商標権、商品化権その他一切の権利は、いちき串木野市に属する。

(使用者)

第3条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市長の承認を受けた場合に使用することができる。ただし、営利を目的としない場合は、承認を省略することができる。

- (1) いちき串木野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) いちき串木野市暴力団排除条例(平成25年いちき串木野市条例第11号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員を役員とするもの及び暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (6) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用申請)

第5条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめ、いちき串木野市公式キャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、いちき串木野市公式キャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 承認期間は、2年以内とする。
- 4 前項の期間は、更新することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項の更新について準用する。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件の写真を提出すること。ただし、前条の承認を要しない場合には、完成

物件の写真の提出を省略することができる。

(2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(3) 「いちくっしー」との表記を付すこと。上記表記が難しい場合は、「©いちき串木野市 2026」又は「©ichikikushikino city 2026」の表記をもって代えることができる。

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみを使用するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、いちき串木野市公式キャラクター使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、いちき串木野市公式キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第8条 キャラクターを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、市はその承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月6日より施行する。

別記

使用例 1



いちくっしー

使用例 2



©いちき串木野市 2026

使用例 3



©ichikikushikino city 2026

※○の中にCのマークは、Copyright（コピーライト）のマークで、著作権と同義です。